

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第456号）

〔教材等非公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和7年9月2日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和5年2月16日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時公開の〇〇新聞オンライン記事（URL略）について

- a 当該男性教諭が作成した教材全て
- b aのうち、実施機関が不適切とした教材が分かる資料、また、不適切とした理由や根拠が分かるもの
- c 記事の〇〇年に男子生徒（当時〇〇歳）が自殺し、遺族が府に損害賠償を求めた訴訟が、〇〇高校に関するものであることが分かる資料
- d 〇〇年度の〇〇高校教員名簿（〇〇科担当者のみでよい）
- e 当該男性教諭が発令した研修内容が分かるもの
- f 当該男性教諭がcの遺族に面会した際の出張記録
- g 当該男性教諭がcの遺族に面会した際に手渡した文書の内容が分かるもの
- h 暗号資産の投資詐欺の被害に遭った若い女性が自殺したことを伝える新聞記事を試験で出題した際の内容
- i 当該教諭からの聞き取りや授業の観察を行った際の記録全て
- j 当該教諭が〇〇年〇〇月に訴訟を起こした際の訴状
- k 当該教諭を実施機関が不適切とした際の会議の議事録、また、不適切とする場合のマニュアル一式
- l 遺族から受領した「しっかりと向き合ってくれて、心から感謝します」との手紙の内容がわかるもの
- m 教え子から寄せられた応援のメッセージの全て

- 2 同年3月1日、実施機関は、本件請求のうちcについて、条例第13条第2項の規定により、公開請求拒否決定を行い、審査請求人に通知した。

- 3 同月2日、実施機関は、本件請求のうちd、f並びにa、b、e、g、h、i、j、k、l及びmについて、以下のとおり対応した。

- （1）dについて、条例第13条第1項の規定により、公開決定を行い、審査請求人に通知した。
- （2）fについて、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定を行い、「請求の行政文書を作成も保存もしていない」との理由を付して審査請求人に通知した。

- (3) a、b、e、g、h、i、j、k、l及びmについて、「公開請求に係る対象文書の特定に当たり、確認対象となる行政文書が大量かつ多岐にわたることが見込まれ、当初の公開決定等の期限までに通知することで、事務の遂行に著しく支障を生じるおそれがある」との理由を付して、条例第14条第2項の規定により決定期間を延長し、審査請求人に通知した。

4 同月17日、実施機関は、本件請求のうちa、b、e、g、h、i、k、l及びm並びにjについて、以下のとおり対応した。

- (1) aの一部（当該男性教諭が作成した教材全てのうち、実施機関あるいは校長などが組織として把握している全ての教材を除き、同教諭が自ら管理している全ての教材）について、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定を行い、「条例第2条第1項に該当していない。男性教諭が自ら管理している教材は、実施機関の職員が組織的に用いるために当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態として管理しておらず、行政文書とはいえない」との理由を付して審査請求人に通知した。
- (2) aの一部（当該男性教諭が作成した教材全てのうち、実施機関あるいは校長などが組織として把握している全ての教材）、b、e、g、h、i、k、l及びmについて、対応する行政文書を別紙のとおり特定し、条例第13条第2項の規定により、非公開決定を行い、「条例第8条第1項第4号に該当する。当該請求に係る行政文書は、人事管理の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものである」との理由を付して審査請求人に通知した。
- (3) jについて、対応する行政文書として、「当該教諭が〇〇年〇〇月に訴訟を起こした際の訴状」を特定し、条例第13条第1項の規定により、下記アに掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定を行い、下記イのとおり公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

ア 公開しないことと決定した部分

- (ア) 原告の氏名、訴訟事件の番号等個人の特定につながる事項
(イ) 争訟事務に関する情報

イ 公開しない理由

- (ア) 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書のうち、公開しないことと決定した部分に記録された情報は、原告及び関係者の氏名等、個人の特定につながり得る情報が記載されており、これらは、特定の個人が識別され得る個人のプライバシーに関わる情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

- (イ) 条例第8条第1項第4号に該当する。

実施機関が行う争訟事務に関する情報を公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

- 5 同年4月13日、審査請求人は、前記2の決定及び前記3（1）の決定を除く本件請求に係る4件の決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し4件の審査請求を行った。

本答申は、前記第二の4（2）の非公開決定（以下「本件決定」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について判断するものである。

第三 審査請求の趣旨

「本件決定を取り消し、行政文書を公開する」との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

公開しない理由の全般について、「当該請求に係る行政文書は、人事管理の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものである」としているが、これは根本的に議論が倒錯している。

例えば、不適正な公金支出により職員が懲戒処分を受けた事例について、その書証となる領収書の公開を求めた場合は、当然に公文書として公開される。すなわち、公文書の内容が不適正なものであったとしても、「内容が不適正な公文書そのもの」は公開されるのである。したがって、実施機関の主張は全て失当である。

更に、実施機関は懲戒処分の基準をホームページで公開しており、これは「人事管理の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものである」としていないのであるから、自己矛盾している。

（aのうち不存在非公開決定対象となった部分を除いた全部、g、h、l、mについて）

当該男性教諭の教材や授業を不適正であると認定したかどうかによって、公文書の公開非公開の結論には影響を及ぼさないものである。

（b、i、kについて）

実施機関は懲戒処分の基準や結果をホームページで公開しており、研修命令についても当然にその基準や結果が公表されるべきである。

（eについて）

実施機関はホームページで「大阪府教員の資質向上審議会開催状況」などを公表しており、本件決定は不当である。

2 反論書における主張

実施機関の弁明の内容は、aのうち不存在非公開決定対象となった部分を除いた全部についてとeについてのみ言及するものであって、b、i、k、g、h、l、mについて審査請求人が「当該男性教諭の教材や授業を不適正であると認定したかどうかによって、公文書の公開非公開の結論には影響を及ぼさないものである」と主張した点については、何ら反論がない。よって、この主

張を認めたものであると思われる。

また、懲戒処分と研修命令は質を異にする旨弁明しているが、人事管理事務において懲戒処分の基準や結果すら公開されており、これらは条例第8条第1項第4号にも該当しないと自ら判断しているのであるから、同様に研修命令に関するものも当然公開されるべきものであることは言うまでもない。

したがって、全て公開されるべきである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

本件請求のうちaの一部（当該男性教諭が作成した教材全てのうち、実施機関あるいは校長などが組織として把握している全ての教材）、b、e、g、h、i、k、l及びmによって特定される行政文書は、当該男性教諭の人事管理の事務に関する情報が記録された文書である。

条例の解釈運用基準によると、「人事管理」とは、職員の任免、服務監督、懲戒、勤務評価、人事異動等とされている。

審査請求人は、「実施機関は懲戒処分の基準や結果をホームページで公開しており、研修命令についても当然にその基準や結果が公表されるべき」と主張する。しかし、懲戒処分と当該男性教諭に発令した研修命令は、その性質を異にするものである。

また、「ホームページで「大阪府教員の資質向上審議会の開催状況」などを公表しており」と主張する。確かに「開催状況」には開催日や校種、対応方針を示しているが、実施機関が不適切とした際の会議の議事録等は教職員の人事管理に係る内容であるため、非公開とされている。

上記以外の主張についても、これらの行政文書には人事管理に係る事務に関する情報が記録されており、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものであるから、受け入れられない。

よって、これらの行政文書を公開することにより、職員の人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあることは自明のとおりであるから、審査請求人の主張は失当である。

3 結論

本件決定は妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増

進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件決定に係る行政文書（以下「対象文書」という。）は、実施機関に確認したところ、いずれも当該男性教諭に対する研修命令発令の過程で実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書である。この研修命令については、法令に以下のように規定されている。

ア 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「特例法」という。）

（指導改善研修）

第25条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下この条において「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2（略）

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第1項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則（略）で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（略）である者の意見を聴かなければならない。

6 前項に定めるもののほか、事実の確認の方法その他第1項及び第4項の認定の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

7（略）

（指導改善研修後の措置）

第25条の2 任命権者は、前条第4項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

イ 教育公務員特例法第25条の指導改善研修等に係る認定等の手続に関する規則（平成24年大阪府教育委員会規則第11号）

（定義）

第2条 この規則において「指導が不適切な教員」とは、必要な資質、能力、適性等を有し

ないため、幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができない者であつて、指導改善研修等により指導の改善が見込まれる者をいう。

2 (略)

(指導改善研修等の申出)

第4条 大阪府立学校条例第21条第1項の規定により指導改善研修等を講ずるよう申し出ようとする校長は、次に掲げる事項を記載した申出書を委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(事実の確認の方法)

第5条 委員会は、前条の申出に係る教員について、事実の確認のため必要があると認めるときは、同条第1項各号に掲げる事項について、当該教員、当該教員が所属する学校の校長 (略) その他委員会が必要と認める者から事情を聴取することがある。

(意見陳述の手続)

第6条 委員会は、口頭又は書面により、第4条の申出に係る教員について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

(指導改善研修等に係る認定の通知)

第7条 委員会は、特例法第25条第1項の認定 (略) をするかどうかを決定し、その結果を第4条の申出に係る教員及び当該申出をした校長 (略) に通知するものとする。

(大阪府教員の資質向上審議会)

第9条 委員会は、特例法第25条第1項の認定及び認定等に当たり、大阪府附属機関条例 (昭和27年大阪府条例第39号) 第2条により設置している大阪府教員の資質向上審議会 (略) に対し諮問を行うものとする。

2・3 (略)

- (2) 当審査会において見分したところ、対象文書は、実施機関の担当職員が当該男性教諭に対して行ったヒアリングの内容等を記載した訪問記録 (i)、同教諭が作成した生徒向けのホームページ及び試験問題等 (b、h)、同教諭が実施機関に提出した意見書に添付した文書 (aの一部、g、l、m)、審議会の議事録 (k)、実施機関が同教諭に発令した研修命令及びその計画書 (e) に大別することができる。

実施機関は、これらの行政文書に記録された情報は全て「人事管理の事務に関する情報」で、条例第8条第1項第4号に該当する旨主張するので、以下検討する。

- (3) 条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。このような支障を防止するため、これらの情報については、公開しないことができる。

同号は、

- ・ 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、

交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報（以下（３）及び（４）において「要件１」という。）

であって、

- ・ 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下（３）及び（４）において「要件２」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨を定めている。

要件１の事務は、府の機関又は国等の機関が行う代表的な事務を例示したものである。

要件２の「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものにとどまらず具体的なかつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られる。

（４）条例第８条第１項第４号該当性について

ア 「人事管理」とは、職員の任免、服務監督、懲戒、勤務評価、人事異動等をいうところ、指導が不適切であるとの認定は、当該教諭に対する実施機関の評価を伴うもので、指導研修が必要との判断がなされた場合は研修命令発令、指導改善研修受講へと続き、受講後も指導の改善が不十分な場合は免職等の措置が講じられることから、対象文書は要件１に該当する。

イ 次に、要件２該当性について検討する。

（ア）対象文書（ｉ）には、実施機関が当該男性教諭に対して行ったヒアリングの内容等が詳細かつ具体的に記載されており、実施機関の関係者以外の目に触れることは予定されていないものである。

指導が不適切であるとの認定は、当該教諭の具体的な言動等に基づき行われ、実施機関の評価を伴うものである。ゆえに、仮にこれが公開されると、実施機関の担当者が率直な記録をためらう等、評価が適切になされないことが懸念され、認定の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、そのおそれも具体的かつ客観的で法的保護に値する蓋然性があるといえる。

（イ）対象文書（ｂ、ｈ）は、指導が不適切であるとの認定に当たって実施機関が参照した教材等で、実施機関の関係者以外の目に触れることは予定されていないものである。

仮にこれらが公開されると、認定は当該教諭の状況に応じ個別具体的に総合的になされるものであるにもかかわらず、その判断要素が実施機関の説明抜きに部分的に「一人歩き」することになり、誤解や疑義を生むことが懸念されるほか、当該教諭にとどまらず教員一般の実施機関に対する信頼を損ねる等、認定の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、そのおそれも具体的かつ客観的で法的保護に値する蓋然性があるといえる。

（ウ）対象文書（ａの一部、ｇ、ｌ、ｍ）は、当該男性教諭が自身の指導が不適切でないことを主張、立証するために実施機関に提出したもので、実施機関の関係者以外の目に触れることは予定されていないものである。

仮にこれらが公開されると、当該教諭が実施機関に対し率直な意見を述べることをためらい、十分な主張を尽くすことができないことが懸念されるほか、当該教諭にとどまらず

教員一般の実施機関に対する信頼を損ねる等、認定の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、そのおそれも具体的かつ客観的で法的保護に値する蓋然性があるといえる。

- (エ) 対象文書（k）には、実施機関が当該男性教諭の生徒に対する指導について認定した事実及びこれに対する評価並びに同教諭が実施機関に提出した意見書等を踏まえた、大阪府教員の資質向上審議会での調査審議の経過や委員の発言が逐語的に記載されており、委員や実施機関の関係者以外の目に触れることは予定されていないものである。

仮にこれが公開されると、委員が審議対象の教諭についての率直な評価や意見を控え、公正かつ適切な結論に至らないことが懸念され、調査審議の目的が達成できなくなるおそれがあり、そのおそれも具体的かつ客観的で法的保護に値する蓋然性があるといえる。

- (オ) 対象文書（e）には、当該男性教諭を指導が不適切であると認定した旨及び同教諭の指導の現状や適性等を踏まえて任命権者が必要と判断した研修の内容が具体的に記載されており、本件一連の人事管理の事務のいわば結果といえる。

このような情報は、当該教諭及び実施機関の関係者以外の目に触れることは予定されていないものであり、仮に公開されると、当該教諭にとどまらず教員一般の実施機関に対する信頼を損ない、反発を招くことが懸念され、指導改善研修の目的が達成できなくなるおそれがあり、そのおそれも具体的かつ客観的で法的保護に値する蓋然性があるといえる。よって、対象文書に記録された情報は、いずれも要件2に該当する。

- ウ 以上により、対象文書に記録された情報はいずれも条例第8条第1項第4号に該当し、非公開が妥当である。

- (5) ところで、対象文書には氏名等の条例第9条第1号に該当すると思われる情報が相当見受けられるので、以下検討しておく。

ア 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

- (ア) 同号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたもので、

- ・ 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

（以下「要件1」という。）

であって、

- ・ 特定の個人が識別され得るもの（以下「要件2」という。）

のうち、

- ・ 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件3」という。）

が記録されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

要件1の情報は、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、要件2の情報には、当該情報のみによって直接特定の個人が識別されるものに加えて、他の情報と結

び付けることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。また、要件3の情報は、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

- (イ) 更に同号は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「要件4」という。）についても公開してはならない旨定めている。これは、氏名や住所等の個人識別情報を除いても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある情報については公開してはならないことを定めたものである。

例えば、カルテ、反省文等の個人の人格と密接に関連する情報や未公表の研究論文等公開すれば財産権等を害するおそれがある情報等について、個人識別性がなくとも本人の同意なく第三者に流通させることは適切でないことから、非公開とするものである。

イ 条例第9条第1号該当性について

- (ア) 対象文書のうちeは当該男性教諭に発令された研修命令及びその計画書、kは指導改善研修の実施の要否について審議した会議の議事録で、同教諭のプライバシーという観点において、要件1及び要件2に該当することは明らかで、また、生徒に対する指導が不適切と認定された教諭に対して実施されることが特例法上明らかな研修であることから、一般的に社会通念上他人に知られることを望まない情報として、要件3に該当する。

また、aの一部、bの一部、i、l、mには当該男性教諭の氏名、過去及び現在の所属校、担当科目等の同教諭すなわち指導改善研修を命ぜられた者を特定し又は特定につながり得る情報が記載されているところ、これらもe及びkと同様、一般に社会通念上他人に知られることを望まない情報であることから、要件1、要件2及び要件3に該当する。

- (イ) 対象文書のうちbの一部には、当該男性教諭以外の教員の氏名（揶揄した表現もある。）や顔写真が記録されている。

これらは、要件1及び要件2に該当することは明らかであり、揶揄された表現でウェブサイトに掲載されていることは、一般的に社会通念上他人に知られることを望まない情報として、要件3に該当すると解される。

- (ウ) 対象文書のうちaの一部、g、mには、当該男性教諭が指導した生徒らが書いたコメントや感想、意見の類いが記録されており、一部の文書には生徒らの特定につながり得る氏名、イニシャルあるいは在校時期が記録されている。

これらは要件1及び要件2に該当することは明らかであり、また、同教諭に限られた関係者以外の目に触れることを想定して書かれたとは考え難く、一般的に社会通念上他人に知られることを望まない情報として、要件3に該当する。

氏名等の記載のないものについては、要件2に該当しないものの、コメント等の内容はその書き手の人格と密接に関係するものであり、また、同教諭に限られた関係者以外の目に触れることを想定して書かれたとは考え難く、公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある情報として、要件4に該当する。

- (エ) 対象文書のうちlには、cの遺族の住所及び氏名並びに当該男性教諭及びcの後輩に当たる生徒への言葉が記録されている。

これらは要件1及び要件2に該当することは明らかであり、また、名あて人以外の目に触れることを想定して書かれたとは考え難く、一般的に社会通念上他人に知られることを

望まない情報として、要件３に該当する。

以上により、対象文書のうち a の一部、b の一部、e、g、i、k、l 及び m に記録された情報はいずれも条例第 9 条第 1 号に該当し、非公開が妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子

別紙

	実施機関が特定した行政文書
a の一部	当該男性教諭が作成した教材全てのうち、実施機関あるいは校長などが組織として把握している全ての教材
b	a のうち、実施機関が不適切とした教材が分かる資料、また、不適切とした理由や根拠が分かるもの
e	当該男性教諭に発令した研修内容が分かるもの
g	当該男性教諭が c の遺族に面会した際に手渡した文書の内容が分かるもの
h	暗号資産の投資詐欺の被害に遭った若い女性が自殺したことを伝える新聞記事を試験で出題した際の内容
i	当該教諭からの聞き取りや授業の観察を行った際の記録全て
k	当該教諭を実施機関が不適切とした際の会議の議事録、また、不適切とする場合のマニュアル一式
l	遺族から受領した「しっかりと向き合ってくれて、心から感謝します」との手紙の内容が分かるもの
m	教え子から寄せられた応援のメッセージの全て